

福岡土木株式会社



認定番号：21010

新規認定日：令和3年6月1日

〈達成している項目〉

28の取組項目中、**18項目**達成！

I 実現に向けての手法・工夫

| | |
|------------|--------------------------|
| 生産性向上の取組み | ・資格取得奨励金制度がある |
| | ・申請日前1年間において、上記の利用の実績がある |
| 管理職へのアプローチ | ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している |
| 従業員へのアプローチ | ・働き方改革に係る研修の受講機会を提供している |

II 分野別の取組み

(1) 非正規雇用の処遇改善，正規雇用の推進

| | |
|-------------------|----------------------------------|
| 非正規雇用労働者の処遇改善 | ・職務に応じた非正規雇用労働者の賃金規程がある |
| 働き方改革に対応した人事評価・処遇 | ・相談室の設置等の職場における各種ハラスメントの防止の措置がある |

(2) 長時間労働の是正

| | |
|-------------|---|
| 長時間労働の削減 | ・「ノー残業デー」の設定等の勤務時間の縮減を奨励する施策をとっている |
| | ・時間外労働の上司による事前承認を徹底している |
| | ・直近の事業年度の正社員の月平均所定外労働時間が20時間以下かつ、月平均の法定時間外労働45時間以上の正社員が1人もいない |
| 年次有給休暇取得の促進 | ・時間単位又は半日単位での休暇制度がある |
| | ・労働者の休暇取得状況を把握している |
| 業務改善の推進 | ・業務マニュアルの整備 |

(3) ワーク・ライフ・バランスの確保

| | |
|--------------|---|
| 治療と仕事の両立の支援 | ・短時間勤務制度がある |
| 介護と仕事の両立の支援 | ・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児法」という。）に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある |
| 子育てと仕事の両立の支援 | ・育児法に基づく事業主が講ずべき措置を上回る制度がある |

(4) ダイバーシティの推進

| | |
|------------------------|-----------------------------|
| 若者が働きやすい環境整備 | ・キャリアアップに資する研修その他の人材育成制度がある |
| 高齢者の活躍の推進 | ・70歳までの定年の引き上げ |
| 多様な人が多様な働き方をする職場づくりの促進 | ・結婚した後の旧姓使用を認める制度がある |

〈ひとことコメント〉

福岡土木株式会社創業48年、社員一同地域社会に貢献できる企業をめざして日々頑張っています。

【働き方改革推進企業認定】取得、社員の高齢化が進むなか、70歳以降の継続雇用制度、疾病の治療通院のため休暇制度の導入。働きやすい職場環境をつくり、これからも従業員やその家族にも安全安心で楽しく働ける職場づくりを目指します。



▲社員の講習会